

令和6年度 就労等医学的支援事業（就労定着）実施要項

1 目的

企業における障害者雇用においては、就労を希望する障害のある方の希望や疾病、障害特性等、個々の状況に応じた支援が必要である。また、就労を支援する機関は多岐に及び、身近な地域で必要な支援を受けるためのネットワークの構築が求められる。

作業療法士や理学療法士等（以下、「リハ職」）による就労支援は、障害のある方の就労上生じる様々な課題に対し、身体機能・認知機能・遂行機能の側面から専門的な支援をおこなうため、就労定着の一助になることが見込まれる。

そこで、就労支援機関等が疾病や障害のある方の状況を把握する際に、就労支援機関等の依頼に応じてリハビリテーションセンター職員が相談・訪問に同席し、共同で支援を行う。

本事業を通じて、企業における障害者雇用の課題に対応するネットワークにリハ職が関与できることを目指すとともに、より重層的な就労定着支援を行う。

2 実施主体

滋賀県立リハビリテーションセンター

3 対象

障害者雇用をする企業の支援機関、もしくはこれから雇用を考えている企業の支援機関

4 事業の流れ

- ① 障害のある方を雇用している企業、もしくはこれから雇用を考えている企業の支援機関より相談の依頼を受ける。
- ② 必要に応じて日程調整し、現場を訪問し、詳細を確認したうえで課題解決に向け、支援を実施
- ③ 後日、書面にて報告書を依頼側に提出

5 実施期間

令和7年3月31日まで（受付は令和6年12月27日まで）